

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248 番地 4
大和郡山市役所 地域振興課 観光戦略室
電話 0743-53-1151
FAX 0743-53-1049
E-Mail kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 駐車場混雑状況カメラ設置・映像配信業務
- (2) 業務内容 入札仕様書のとおり
- (3) 履行期間 カメラの設置：契約締結日から令和 8 年 1 月 2 1 日まで
映像配信期間：令和 8 年 1 月 2 2 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 大和郡山市長が指定する場所
- (5) 入札方法 入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した額をもって契約金額とする。

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること、

- (1) 大和郡山市の令和 7 年度の物品購入・委託業務等業者登録に係る業者登録において、登録がなされている者。
- (2) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 令和 2 年度～令和 6 年度（過去 5 年間）において、官公庁（国・都道府・市町村）でネットワーク機器の設置およびネットワーク構築に関する業務を行った契約実績が 2 件以上あること。（契約書等の写しを添付すること）
- (4) 国税・地方税の滞納のない者であること。（市内に本店支店を有する事業者にあっては、市民税の滞納もない者であること。）

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。
- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1 に同じ なお入札説明書等は和歌山県公式HPに掲載。

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 11 月 5 日（水） 17 時（必着）
- (2) 提出場所 1 に同じ

6. 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 20 日（木） 10：00～

奈良県和歌山県北郡山町 248 番地 4 和歌山県役所 3 階 303 会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、持参または書留郵便（簡易書留可）で令和7年11月19日（水）17時までに必着とする。

(3) 郵送方法は、書留郵便（簡易書留可）に限る。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金 80,000 円

大和郡山市契約規則第4条に規定する入札保証金を支払わなければならない。

（金融機関が振り出し又は支払保証した小切手により納付、入札開始前までに納付する。）

ただし大和郡山市契約規則第6条の各号に該当する者はこれを免除する。

(2) 契約保証金

大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。

ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払い条件 詳細は入札仕様書によるものとする。